

日野市バリアフリー
交通安全特定事業計画
南平駅周辺地区

令和8年2月
東京都公安委員会

**日野市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「南平駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、日野市バリアフリー基本構想に即して、南平駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般都道上館日野線	北野街道	南平7丁目11番から 南平9丁目40番まで	京王電鉄 京王線 南平駅	スーパーアルプス南平 店
2	一般都道上館日野線	北野街道	南平7丁目8番から 南平8丁目17番まで		クリエイトSD南平店、 ヤオコー日野南平店
3	一般都道上館日野線	北野街道	南平7丁目3番から 南平2丁目63番まで		日野南平郵便局
4	一般都道上館日野線	北野街道	南平4丁目45番から 南平2丁目65番まで		
5	幹線市道Ⅰ-11号線	一番橋通り	南平5丁目27番から 南平6丁目7番まで		七生中学校
6	幹線市道Ⅰ-11号線	一番橋通り	南平5丁目24番から 南平7丁目1番まで		
7	幹線市道Ⅱ-21号線		南平6丁目25番から 南平6丁目9番まで		
8	幹線市道Ⅱ-21号線		南平7丁目17番から 南平7丁目18番まで		
9	幹線市道Ⅱ-21号線		南平7丁目7番から 南平7丁目6番まで		ヤオコー日野南平店
10	市道L2-1号線		南平6丁目14番から 南平6丁目14番まで		
11	市道L3号線		南平6丁目13番から 南平6丁目14番まで		
12	市道L2号線		南平6丁目16番から 南平6丁目12番まで		
13	市道L2-2号線		南平6丁目11番から 南平6丁目5番まで		
14	市道L1号線		南平6丁目5番から 南平6丁目6番まで		七生中学校
15	幹線市道Ⅱ-22号線		南平7丁目11番から 平山4丁目1番まで		スーパーアルプス南平 店
16	市道L7号線		南平7丁目18番から 南平7丁目18番まで		

17	市道 L7-1 号線		南平 7 丁目 19 番から 南平 7 丁目 18 番まで	京王電鉄 京王線 南平駅	
18	市道 L7-2 号線		南平 7 丁目 5 番から 南平 7 丁目 3 番まで		
19	幹線市道 II-22 号線		南平 7 丁目 17 番から 南平 7 丁目 8 番まで		
20	市道 L8 号線		南平 7 丁目 16 番から 南平 7 丁目 10 番まで		
21	市道 M88 号線		南平 4 丁目 33 番から 南平 4 丁目 41 番まで		
22	市道 M90 号線		南平 5 丁目 9 番から 南平 4 丁目 32 番まで		
23	市道 M10 号線		南平 5 丁目 9 番から 南平 4 丁目 25 番まで		南平体育館

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 7～13 年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移

設等を検討する。

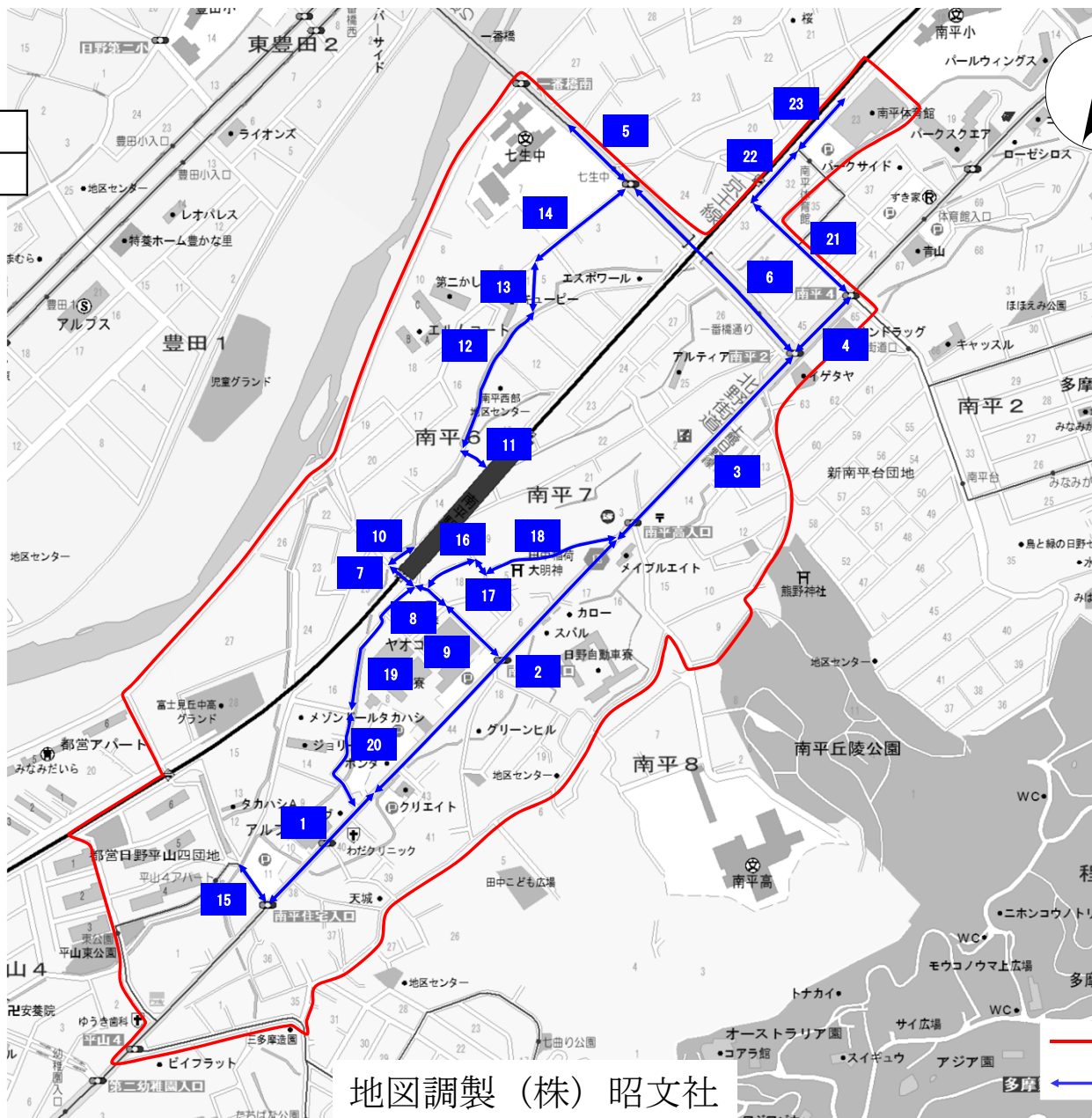
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	日野市
重点整備地区名	南平駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

- : 重点整備地区
- : 道路の区間 (生活関連経路)